

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第53号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

目次

第 1 章 関係規則の一部改正（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則（第 4 条・第 5 条）

第 2 節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に伴う経過措置（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 その他（第 8 条）

附則

第 1 章 関係規則の一部改正

（静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第 1 条 静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和44年静岡県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
様式第12号 （略） （表） （略） （裏） 1 ～ 4 （略） 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をしません。 (1) （略） (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) （略） 6 ～ 10 （略） 様式第29号 （略） （略） 年金支給停止事由発生届 消滅 （略） <table><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>1 （略）</td><td></td></tr></table>	（略）		1 （略）		様式第12号 （略） （表） （略） （裏） 1 ～ 4 （略） 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をしません。 (1) （略） (2) 拘禁刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) （略） 6 ～ 10 （略） 様式第29号 （略） （略） 年金支給停止事由発生届 消滅 （略） <table><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>1 （略）</td><td></td></tr></table>	（略）		1 （略）	
（略）									
1 （略）									
（略）									
1 （略）									

支給停止事由発生 の内容	2 年金受給権者が <u>懲役又は禁錮の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。 3 (略)	支給停止事由発生 の内容	2 年金受給権者が <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。 3 (略)
支給停止事由消滅 の内容	1 (略) 2 年金受給権者が <u>懲役又は禁錮の刑</u> の執行を終えた。 3 (略)	支給停止事由消滅 の内容	1 (略) 2 年金受給権者が <u>拘禁刑</u> の執行を終えた。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年静岡県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第13号 (略) (表) (略) (裏) 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） (略) (1) 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (略)	様式第13号 (略) (表) (略) (裏) 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） (略) (1) 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (略)
様式第14号 (略) (表) (略) (裏) 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） (略) (1) 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	様式第14号 (略) (表) (略) (裏) 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） (略) (1) 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(略) 様式第15号 (略) (表) (略) (裏) 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） (略) (1) 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (略)	(略) 様式第15号 (略) (表) (略) (裏) 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） (略) (1) 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(家畜取引法施行細則の一部改正)

第3条 家畜取引法施行細則（昭和31年静岡県規則第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2号様式 (略) 誓 約 書 (略) 1 家畜取引法第18条の規定により登録を取り消されたことがない。 2 (略) 3 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことがない。また、家畜取引法、家畜商法又は家畜伝染病予防法の規定に違反して罰金の刑に処せられたことがない。（又は<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は家畜取引法、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなつた日から2年を経過している。） 4 (略)	第2号様式 (略) 誓 約 書 (略) 1 家畜取引法第18条の規定により登録を取り消されたことがない。<u>（又は家畜取引法第18条の規定により登録の取消しがあつた日から2年を経過している。）</u> 2 (略) 3 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことがない。また、家畜取引法、家畜商法又は家畜伝染病予防法の規定に違反して罰金の刑に処せられたことがない。（又は<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は家畜取引法、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法に違反して罰金の刑に処せられ、<u>その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から2年を経過している。）</u> 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第5条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に伴う経過措置

(静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第12号により交付されている静岡県心身障害者扶養共済制度年金証書は、同条の規定による改正後の静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第12号により交付された静岡県心身障害者扶養共済制度年金証書とみなす。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第3節 その他

(経過措置の補則)

第8条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年静岡県条例第45号）及びこの規則の施行に伴い必要な経過措置は、別

に定める。

附 則

この規則は、刑法等一部改正法の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。